

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年12月2日(2021.12.2)

【公開番号】特開2019-162349(P2019-162349A)

【公開日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-039

【出願番号】特願2018-52856(P2018-52856)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月22日(2021.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気配線を案内可能な案内経路の少なくとも一部に前記電気配線が通過可能に構成される開放部を有する複数の構成手段と、前記複数の構成手段から前記開放部側へ張り出す複数の張出部とを備え、

前記電気配線は、前記構成手段に対して相対移動可能に構成される移動手段に接続され、

前記張出部は、前記電気配線が前記案内経路から外れることを防止可能に構成され、前記構成手段は、樹脂材料から構成されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

電気配線を備える遊技機がある(特許文献1)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

【特許文献1】特開2012-157474号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、電気配線を案内可能な案内経路の

少なくとも一部に前記電気配線が通過可能に構成される開放部を有する複数の構成手段と、前記複数の構成手段から前記開放部側へ張り出す複数の張出部とを備え、前記電気配線は、前記構成手段に対して相対移動可能に構成される移動手段に接続され、前記張出部は、前記電気配線が前記案内経路から外れることを防止可能に構成され、前記構成手段は、樹脂材料から構成される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】1035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【1035】

遊技機A1からA7、B1からB10、C1からC8、D1からD8、E1からE6、F1からF8、G1からG8及びH1からH7のいずれかにおいて、前記遊技機はパチンコ遊技機とスロットマシンとを融合させたものであることを特徴とする遊技機K3。中でも、融合させた遊技機の基本構成としては、「複数の識別情報からなる識別情報列を動的表示した後に識別情報を確定表示する可変表示手段を備え、始動用操作手段（例えば操作レバー）の操作に起因して識別情報の変動が開始され、停止用操作手段（例えばストップボタン）の操作に起因して、或いは、所定時間経過することにより、識別情報の動的表示が停止され、その停止時の確定識別情報が特定識別情報であることを必要条件として、遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる特別遊技状態発生手段とを備え、遊技媒体として球を使用すると共に、前記識別情報の動的表示の開始に際しては所定数の球を必要とし、特別遊技状態の発生に際しては多くの球が払い出されるように構成されている遊技機」となる。

<その他>

筒状部材に電気配線が挿通されるよう構成される遊技機がある（特許文献1：特開2015-159837号公報）。

しかしながら、上述した従来の遊技機では、電気配線の配置の観点で改善の余地があるという問題点があった。本技術的思想は、上記例示した問題点を解決するためになされたものであり、電気配線の配置を改善することができる遊技機を提供することを目的とする。

<手段>

この目的を達成するために技術的思<sup>想</sup>1の遊技機は、電気配線が挿通される開放部を有する配線支持手段を備える遊技機において、前記開放部に挿通された電気配線の移動を制限させる制限手段を備える。

技術的思<sup>想</sup>2の遊技機は、技術的思<sup>想</sup>1記載の遊技機において、前記制限手段は、前記開放部の内側へ張り出す複数の張出部を備え、それら複数の張出部の間に前記電気配線を配置可能に構成される。

技術的思<sup>想</sup>3の遊技機は、技術的思<sup>想</sup>2記載の遊技機において、前記配線支持手段は、前記電気配線が案内される案内手段に固定される固定部を備え、その固定部は、前記張出部に配設される。

<効果>

技術的思<sup>想</sup>1記載の遊技機によれば、電気配線の配置を改善することができる。

技術的思<sup>想</sup>2記載の遊技機によれば、技術的思<sup>想</sup>1記載の遊技機の奏する効果に加え、電気配線の配置の改善を開放部の内側の領域で実行することができる。

技術的思<sup>想</sup>3記載の遊技機によれば、技術的思<sup>想</sup>2記載の遊技機の奏する効果に加え、張出部を固定部と兼用することができる。